

## 第6章 その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 信託業のあり方の見直し

#### 見直しの経緯

現在、信託業法（大正11年制定）に基づく信託会社は存在せず、信託業務は、銀行等が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づく認可を受けて兼営する形でのみ行われている。

金融庁では、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）において、「信託会社の参入基準や行為規制など幅広い観点から、これまでの規制緩和策の実施状況を踏まえ、信託会社の在り方について検討を開始する。」とされたことを踏まえ、平成14年6月、金融審議会第二部会の下に「信託に関するワーキンググループ」を設置し、信託業のあり方について幅広く検討することとした。

#### 検討状況

信託業のあり方の見直しには、信託業法のほか、信託法、兼営法等の個別法、他の金融業法等、多数の法令等が関係する。このため、信託業のあり方の全面的な見直しに当たっては、中長期的な観点も視野に入れ、関係者・関係当局を含めた包括的な検討が必要である。

他方、最近になって、知的財産権に関して信託機能を活用したいとのニーズが高まってきた。

また、これまで信託業は信託兼営金融機関により担われてきたが、一般の事業会社を含め多様な者が、そのノウハウを利用して信託業の担い手として多様な信託商品の提供を行いたいとのニーズも高まってきた。

このような新たな信託の活用に関する具体的なニーズに迅速に対応するため、ワーキンググループにおいては、喫緊の課題として措置すべき項目（受託可能財産の範囲の拡大、金融機関以外の者による信託業への参入）について中間的な整理を行うべく、集中的な検討を行っているところである。今後、平成15年7月を目途にワーキンググループの報告を第二部会において審議・取りまとめいただいた上で、所要の法案を平成15年度中の可能な限り早い段階で国会に提出する予定である。

## 第2節 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に係る施行令・施行規則の制定について

### 経緯等

平成13年9月の米国同時多発テロを受け、平成14年4月26日に「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が公布された。この法律の委任に基づき、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令」（平成14年政令第261号。平成14年7月26日公布）及び「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則」（平成14年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。平成14年7月26日公布）を制定した。

なお、本人確認法の施行日については、別に施行日政令（平成14年政令第300号。平成14年9月20日公布）を定め、平成15年1月6日から施行することとした。

### 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行令の概要

顧客等の氏名、住居及び生年月日等の確認（以下「本人確認」という。）が必要となる取引について、銀行等の預金口座の開設、貯蓄性のある保険契約の締結、有価証券の売買、金銭の貸付け、200万円を超える大口現金取引等、28種類を列挙した（現在は、社債等の振替に関する法律の施行に伴い29種類となっている）。

また、既に本人確認を行っている顧客等についてはその同一性が確認できる場合には改めて本人確認を行う必要がない旨、本人確認法施行前から取引関係にある顧客等についての経過措置等必要な事項を定めた。

### 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律施行規則の概要

本人確認の方法として、店舗等において対面で行う場合と電話・インターネット等において非対面で行う場合等に分け、その際に利用する公的証明書の性質の違いを考慮して、それぞれ行うべき手続を定めた。すなわち、対面で行う場合には、公的証明書の原本を提示しなければならないこと、住民票等の第三者も入手可能な公的証明書を利用する場合には取引関係書類を書留郵便等により当該顧客の住居に郵送しなければならないこと、非対面で行う場合には、すべからく取引関係書類を書留郵便等により当該顧客の住居に郵送しなければならないこと等を定めている。

また、既に本人確認を行っている顧客等についてその同一性を判定する方法、本人確認記録・取引記録の記載事項や作成方法等必要な事項を定めた。

### 第3節 会社更生法改正と金融関係法令の整備

#### 会社更生法改正の概要等

平成14年第155回国会において、経済的に窮境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするため、会社更生手続の迅速化・合理化及び再建手法の強化を目的として、旧来の会社更生法の全面改正が行われた（「会社更生法」（平成14年法律第154号。平成14年12月13日公布））。

具体的には、更生計画案の可決要件の緩和、書面等投票制度の導入、管轄裁判所の見直し、包括的禁止命令や担保権消滅制度の導入等が図られた。なお、金融庁長官の特別な手続関与の廃止や更生計画の定めによって更生債権者等に対して株式等を発行する場合について証券取引法第4条第1項の適用除外とする旨の規定が削除されたことにより、全面改正後の会社更生法については当庁は共同所管ではなくなっている。

そして、「会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成14年法律第155号。平成14年12月13日公布）において、会社更生法の全面改正に伴う関係法律の一括整備が行われた。

また、法務省において、会社更生手続における登記の添付書面等を定めた「会社更生法施行令」が制定される（平成15年政令第121号。平成15年3月28日公布）とともに、財産目録等に記載すべき財産の評価等を定めた「会社更生法施行規則」が制定された（平成15年法務省令第14号。平成15年3月18日公布）。

#### 金融関係法令の整備

会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律においては、保険業法や預金保険法等における条項ずれの手当てを行うとともに、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の大幅な改正を行った。すなわち、協同組織金融機関の更生手続、保険相互会社の更生手続、金融機関の更生手続の特例等、金融機関の再生手続の特例等、金融機関の破産手続の特例等の順に、その構成を大幅に見直すとともに、

については会社更生法の全面改正に伴う改正点を反映させ、については書面等投票制度の導入に伴う預金保険機構の権限の整備等、会社更生法の全面改正に伴い必要な規定の整備を行った。

また、協同組織金融機関・保険相互会社の更正手続に関して、会社更生法施行令及び会社更生法施行規則と同内容の整備として、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令を全面改正し（「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令」（平成15年政令第118号。平成15年3月28日公布）、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行

規則」を制定した（平成 15 年内閣府令第 19 号。平成 15 年 3 月 28 日公布）。

## 第4節 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」

### 中期ビジョン策定の理由

我が国経済は、バブルの崩壊などで激変する中、成長率は低迷し、依然としてデフレ状況が続いている。このような状況の下、活力ある安定した金融システムの確立のため、今後、さらなる取組みを考えていく上で、我が国金融システムの将来像についての明確なビジョンが必要である。

また、現在、我が国金融システムは、株式市場が低迷する中で不良債権問題等の課題に直面しており、これらの現下の課題に対しても、将来のビジョンをしっかりと持った上で、それと整合的に対処していくことが望ましい。

このような問題意識の下、平成14年9月30日に、金融審議会において、中期ビジョンについての答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」（資料6 - 4 - 1 参照）が取りまとめられた。

（注1）14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」では、金融の将来像を展望する観点から、金融庁において中期ビジョンを早急に取りまとめることとされた。

（注2）柳澤前金融担当大臣の私的懇話会である「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」において、我が国の金融の将来像について幅広い議論が行われ、14年7月12日に報告書「金融システムと行政の将来ビジョン」（資料6 - 4 - 2 参照）が取りまとめられた。

### 検討の経緯

14年7月31日（水）	金融審議会総会 ・ビジョン懇報告書の内容を聴取し、「中期ビジョン」についての議論を開始
8月27日（火）	第1回スタディグループ
9月3日（火）	第2回スタディグループ
9月9日（月）	金融審議会総会・金融分科会合同会合
9月10日（火）	第3回スタディグループ
9月13日（金）	第4回スタディグループ
9月30日（月）	金融審議会総会・金融分科会合同会合 ・答申とりまとめ

### 中期ビジョンの内容

本答申においては、「将来ビジョン」として、これまでの銀行の預貸中心の産業金融モデルは存続するものの、市場を通じた資金仲介中心の市場金融モデルがより重要になるという意味で、「市場機能を中核とする複線的金融システム」への再構築が必要であるとされている。また、「将来ビジョンへの架橋として取り組むべき

課題」として、金融仲介機関のビジネスモデルの転換、証券市場の改革促進に向けた取組み、その他の施策への積極的な取組み、が示されている。